

議案第9号

逗子市立図書館条例の全部改正について

逗子市立図書館条例の全部を次のように改正する。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市立図書館条例

逗子市立図書館条例（平成16年逗子市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づき、逗子市立図書館（以下「図書館」という。）の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
逗子市立図書館	逗子市逗子4丁目2番10号

2 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
逗子市立図書館小坪分室	逗子市小坪5丁目21番17号
逗子市立図書館沼間分室	逗子市沼間3丁目16番32号

（目的）

第3条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（事業）

第4条 図書館において実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館法第3条の規定に基づく事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業  
(職員)

第5条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第6条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、第3条の目的実現のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) その他図書館の運営に関して逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要があると認める業務

(指定管理者の指定等)

第8条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者を公募する時間的余裕がないことが明らかであるとき。
- (2) 公募の方法によらないことについて合理的な理由があるとき。
- (3) 市の施策、方法等が反映しやすく、事業及び運営方針の継続性を確保できる法人その他の団体を指定するとき。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会が公示する期日までに事業計画書その他規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者の候補として選定し、議会の承認を得て指定するものとする。

4 教育委員会は、前項の指定管理者の候補を選定するに際しては、第12条に規定する逗子市立図書館指定管理者候補選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消し、又は業

務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第10条 教育委員会は、指定期間に関する事項その他規則に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況その他規則に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その指定を取り消された日から30日以内に、当該年度の当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(逗子市立図書館指定管理者候補選定委員会)

第12条 図書館の指定管理者の候補を選定するため、逗子市立図書館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に必要な事項は、規則で別に定める。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 第7条各号に掲げる管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 図書館の設置目的を効果的に達成できないと認めるとき。

(3) 関係法令、条例等の規定を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者に図書館の管理を継続させることが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第14条 図書館及び分室の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

区分	開館時間
図書館	(1) 月曜日から金曜日までの日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）は、午前9時から午後8時まで (2) 前号に規定する日以外の日は、午前9時から午後6時まで
分室	午前9時から午後5時まで

(休館日)

第15条 図書館及び分室の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

区分	休館日
図書館	(1) 第1・第3火曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日とする。 (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 館内整理日（毎月第2火曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日）及び1月4日（この日が火曜日に当たるときは、その翌日）） (4) 特別整理期間（毎年度において、15日を超えない範囲で教育委員会が指定する期間）
分室	(1) 毎週火曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日とする。 (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） (3) 館内整理日（1月4日（この日が火曜日に当たるときは、その翌日）） (4) 特別整理期間（毎年度において、15日を超えない範囲で教育委員会が指定する期間）

(図書館資料の選書、収集及び除籍)

第16条 第7条第1号の業務のうち、図書館資料（図書館法第3条第1号に掲げる資料

で、図書館が所蔵するものをいう。)の選書、収集及び除籍については、別に定める方針等に基づき、図書館長、図書館職員及び教育委員会職員による逗子市立図書館選書会議で検討を行い、その結果を尊重して、図書館長が決定する。

2 図書館長は、前項の規定による決定について、教育委員会に報告するものとする。

(原状回復)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしないこととなった図書館の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者及び利用者は、図書館の施設、設備、備品等を故意又は過失により損傷、汚損、滅失又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理等について必要な事項は、教育委員会規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

逗子市立図書館について、平成29年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、改正の要あるため提案する。